

医療機器を購入する場合は「共同利用計画」の

提出が必要になります（令和2年4月1日から）

背景・目的

- 北海道では、令和2年3月に「北海道外来医療計画」を策定し、人口減少が進む中、高額医療機器の共同利用を促進し、効率的な医療機器の整備・活用を進めることとしています。

※共同利用には、対象となる医療機器について連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用する場合も含まれます。

対象となる医療機器

- CT
- MRI
- PET
- マンモグラフィ
- 放射線治療機器（リニアック、ガンマナイフ）

作成様式及び提出先

様式：所定の様式により作成

提出先：医療機関所在地を所管する道立保健所（札幌市は札幌市保健所）

提出期限：対象医療機器の**設置後10日以内**

留意事項

- 提出いただいた共同利用計画は、地域医療構想調整会議に情報提供させていただきます。
- 共同利用を行う場合で、相手方を限定せず「要望があれば共同利用に対応」する場合は、原則、地域への情報発信のため、医療機関名及び医療機器の情報を保健所ホームページへ掲載させていただきます。

共同利用計画確認の流れ

対象医療機器の
新規購入・更新
(病院、診療所)



共同利用計画を策定し、
設置後10日以内
に保健所へ提出



地域医療構想調整
会議で情報共有
※共同利用可能な
医療機器は公表